



平成 22 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社テークスグループ
(旧社名 株式会社東京衡機製造所)
代表者名 代表取締役社長 山本 勝三
(コード番号 7719 東証第2部)
問合せ先 取締役副社長 平岡 昭一
(TEL. 042-780-1650)

債権回収にかかる訴訟の結果（勝訴）に関するお知らせ

平成 22 年 6 月 17 日付「債権回収にかかる訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社は、デジタル事業分野において取引を行っていたフレパー・ネットワークス株式会社（以下「フレパー社」という。）に対し、下記の売掛債権を回収するために訴訟（平成 22 年（ワ）第 22879 号売買代金等請求事件）を提起しておりましたが、平成 22 年 9 月 14 日、東京地方裁判所において、当社の主張が全面的に認められ当社勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 売掛債権の内容

- (1) 当社からフレパー社への汎用サーバー30 台売却に係る代金債権合計 7,650 万円
- (2) 当社とフレパー社との間で締結された当社所有サーバー50 台に内蔵されたハードディスクの記憶容量領域の一部をフレパー社に独占的に利用させる旨の契約に基づく未払の利用料金 1 億 5,725 万円

2. 訴訟・判決の内容

- (1) 当社は、平成 22 年 6 月 18 日、上記売買代金および利用料金合計 2 億 3,375 万円を回収すべく、その支払を請求する訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。
- (2) 平成 22 年 9 月 14 日、以下の判決が言渡されました。

(判決主文)

- ① 被告（フレパー社）は、原告（当社）に対し、2 億 3,375 万円及びこれに対する平成 22 年 6 月 30 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- ② 訴訟費用は、被告の負担とする。
- ③ この判決は、仮に執行することができる。

3. 訴訟の相手先

(1)	名 称	フレパー・ネットワークス株式会社
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門三丁目 12 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 宮之内 誠人

4. 今後の見通し

当社は、上記の勝訴判決を受けて、今後もフレパー社に対する債権の回収を鋭意進めていく所存であります。

以 上